

3. 施工体系図(写)	専任の主任技術者として従事したことが確認できるもので、施主から直接工事を請け負った元請の建設会社が作成したもので、工事に携わる全ての業者を記載したものの。 (第1次下請以下が作成したものは不可)
4. 現場代理人主任技術者選任届等(写)	「受注工事カルテ受領書(コリンズ工事カルテ)」、または「建設業法・雇用改善法等に基づく届出書(再下請負通知書)」等を代用することもできます。(主任技術者として従事したことが確認できる書類に限る。) なお、現場代理人のみでは主任技術者として認められません。(主任技術者と兼任している場合は認められます。)
5. 建設業許可通知書(写)	所属する建設会社の建設業許可通知書の写しを提出してください。

注 これらの書類(1～5)の追加・変更は、一切認められません。申請時の書類に不備・不足がある場合は、受験できません。

注 「専任の主任技術者」として該当しない工事(次の実務経験は該当しません)

○主任技術者に代えて「監理技術者」を置く工事の場合

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる工事の場合は、主任技術者に代えて「監理技術者」を置かねばなりません。

○工事一件の請負金額が3,500万円(建築一式工事は、7,000万円)未満の工事

○個人住宅に関する工事

※平成28年6月1日より請負代金の額が変更となりました(P12参照)

注 「専任の主任技術者実務経験証明書」に記載した工事は、施主(発注者)や契約相手方に対し、裏づけ調査を行います。また、提出書類の偽造及び申請内容の虚偽申請は違法行為であり、発覚したときは告発を含め厳正に対処します。

7. 日本国外における実務経験について

建築施工管理技術検定の受験資格を満たす実務経験は、これまで日本国内で実施された建築工事を対象としておりましたが、日本国外で実施された建築工事の実務経験につきましても、認められることとなりました。

日本国外で実施された建築工事の実務経験については、受験申込を行う前に国土交通省へ申請し、大臣認定書の交付を受けることで受験資格を満たすものとすることができます。

【注意点】

- ①日本国内の実務経験だけで受験資格を満たせる方は、この認定手続きは不要です。
- ②申請内容にもよりますが、審査には相当期間を要する場合がありますので、余裕を持って手続きしてください。
- ③審査の結果、受験資格が認められないことがあります。

■必要書類・申請様式などは国土交通省ホームページを参照してください。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

■認定を受けるための手続き方法など詳細については、

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 技術検定係

TEL 03-5253-8111 (内線:24744)

までお問い合わせください。

8. 日本国外の学校を卒業した者の学歴について

技術検定の受験資格として必要な学歴の取り扱いについては、原則として、学校教育法に基づく日本国内の学校を対象としています。

日本国外の学校を卒業した方が、日本国内の学校を卒業した者と同様の条件で受験するためには、その学歴について、個々に審査を受け、国土交通大臣の認定を受ける必要があります。(最終学歴の学科が指定学科に相当するかも同時に審査されます。)

なお、受験される際には日本国内での建築施工管理に関する所定の実務経験が必要です。

受験を希望される方は、**受検申請書類に次の「(1)認定申請に必要な書類」を添付し、本財団に提出してください。**

注 **すでに1級建築施工管理技術検定試験の受験資格を認定されている方は、再度、認定申請する必要はありません。国土交通大臣発行の認定書の写しを受検申請書類に同封して提出してください。**